

農村景観の保全・形成に関する諸施策の実態 —岩手県一関市本寺地区を事例として—

Actual Conditions of Policies about Preservation and Formation of Rural Landscape

-Case Study in Hondera, Ichinoseki City, Iwate Pref.-

○立石宏介* 千賀裕太郎*

TATEISHI Kosuke* SENGA Yutaro*

1. 背景と目的

農村景観は人々の生活と農業を中心とした営みによって形成されている。しかし、過疎・高齢化をはじめとする農村における諸問題により、農村景観は失われつつある。そのような流れを受け、近年景観に関する諸施策が多く施行されてきた。しかし、法の拘束力を担保していく必要性が挙げられる等(佐藤ら,2008)、景観に関する施策には課題がある。したがって、このような課題に対する解決策を考案することが、施策の実効性を高めていくことにつながると考えられる。

本研究では、岩手県一関市本寺地区を対象に、農村景観の保全・形成に関する諸施策の実態を明らかにすることを目的とした。具体的には、本寺地区において施行されている施策の建築行為に対する実効性と、営農活動への影響を明らかにした。その上で、景観保全・形成に関する施策の課題及び今後の展望を考察した。

2. 調査対象地と調査方法

1) 調査対象地

本研究の調査対象地は、岩手県一関市本寺地区(以下「本寺地区」)である。本寺地区は、景観法(2005年施行)に基づく本寺地区景観計画(2006年施行,以下「景観計画」)による景観計画区域に指定されているだけでなく、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定される等、様々な景観に関する施策が施行されている地域である。

2) 調査方法

建築行為に対する施策の実効性を明らかにするために、行政資料を用いた資料調査及び一関市関係課に対するヒアリング調査によって、景観計画による届出制度の実態を調査した。続いて、営農活動に対する施策の影響を把握するために、農業経営をしている本寺地区住民7件にヒアリング調査を行い、施策の評価を明らかにした。

3. 結果及び考察

1) 建築行為に対する実効性

建築行為に対する施策には、「景観計画」がある。本寺地区の景観を変更しようとする際、その行為の申請者は一関市に届出をしなければならない(景観法16条)。届出制度の手順は、**図1**に示す。

景観計画が施行された2006年4月から2010年10月の期間において、一関市が受理し

*東京農工大学大学院 (Graduate School, Tokyo Univ. of Agri. and Tech.)

キーワード: 農村景観、届出制度、水路整備

た届出行為は 48 件であり、このうち景観形成基準を違反した届出が 1 件あった。また、一関市によって受理されず、事前協議の段階で行為を断念させた違反内容の届出は 1 件あったことがわかった。

この 2 つの届出された案件の比較検討から景観計画の実効性を担保するためには、行政側と申請者側相互の合意形成の場としての事前協議が重要な段階であると考えられた。

2) 営農活動への影響

本寺地区における営農活動の一つに、土水路の整備活動(泥上げ、草刈り)がある。その支援策が「骨寺村荘園遺跡水路等の整備に関する協定」(以下「整備協定」)である。一関市を介して岩手県・一関市・本寺地区住民・水道組合等との間で整備協定を結ぶことで、以上に挙げた主体により年に 2 回本寺地区における土水路の整備活動が行われる。

整備協定による整備活動により、ヒアリング対象者である 7 件の本寺地区住民が負担が軽されたと回答した。具体的には、以下のような声が聴かれた。

「今まで個人でやっていた分、楽になった(70 代、専業農家)」

「ボランティアと一緒にやってくれることによって、うーんと助かるわけですよ(60 代、専業農家)」

このことから、整備協定を結ぶことは、土水路の整備に有効であることが考えられる。一方で、整備協定による整備活動が行われる区域外の土水路で、整備活動が行われないことに対する不満を挙げている住民がいることもわかった。

「おらほ(整備活動が行われない区域の住民)なんか全然関係ねえと言ってる人がいるわけだよ(70 代、専業農家)」

このような不満が住民から生じた原因を探るために、今後は整備協定の策定プロセスを詳細に把握していく必要がある。

4. まとめ

本研究の成果として、景観計画の届出制度における事前協議の場の重要性が示唆された。また、整備協定を結ぶことは、労働力確保による負担軽減という観点から土水路の整備に有効であることを示唆した。

今後は、届出制度における事前協議の場でどのような協議が行われたか、申請者と行政間での合意形成のプロセスを明らかにしていく必要がある。また、整備協定を結んだ各関係主体のインセンティブや、締結した策定プロセスを詳細に明らかにしていく必要がある。
[参考文献]

・佐藤 貴彦、堀 裕典、小泉 秀樹、大方 潤一郎(2008)：景観法下の建築物規制の運用実態と課題—景観計画に基づく届出制度に着目して—、日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3 217-222

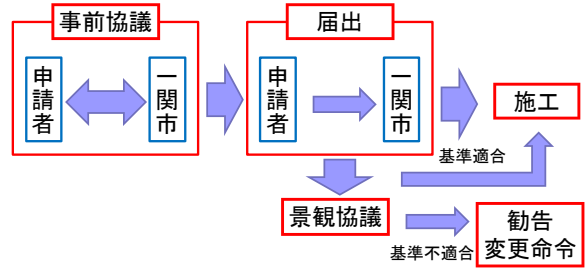


図 1：景観計画における届出制度の手順

Fig1: Process of planning negotiation system in landscape plan